特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
8	児童手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
秦野市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
神奈川県秦野市長

公表日
令和7年1月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	（特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容） 児童手当法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1) 認定請求書の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (2) 額改定認定請求書及び額改定届の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (3) 未支払請求書の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (4) 現況届の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (5) 消滅届の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (6) 各種届の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (7) 父母指定者指定届の受理・審査・応答（サービス検索・電子申請機能での受理、マイナポータルでのお知らせ機能での通知を含む） (8) 関係機関への資料の閲覧、提供、報告
③システムの名称	児童手当事務電算処理システム 中間サーバー・プラットフォーム 団体内統合宛名システム サービス検索電子申請機能

2. 特定個人情報ファイル名
児童手当ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表81項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表（第42、125、141、161項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表（第106、107項）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども政策課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	秦野市総務部文書法制課 〒257-8501　神奈川県秦野市桜町１丁目３番２号 電話0463(82)5119
８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	秦野市こども健康部こども政策課 〒257-8501　神奈川県秦野市桜町一丁目３番２号 電話0463(82)9607
９．規則第９条第２項の適用　　[　　]適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認として住基ネットにて4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している。 また、マイナンバー等の個人情報の入力作業時には、複数名で確認作業を実施しており、作業の履歴を残しているため人為的なミスのリスク対策が十分である。

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	担当課職員全員が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する庁内研修を受講するとともに、マイナンバーを取り扱う業務担当者は情報連携等に関する庁内研修を受講し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、特定個人情報の記載のあるものは、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、鍵のかかるキャビネットで施錠保管しており、保存期限の過ぎたものは適正な時期に廃棄している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月9日	しきい値判断項目の判断時点	平成29年5月9日時点	平成30年5月9日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－5－①	子育て支援課	子育て総務課	事後	
令和1年6月28日	Ⅰ－8	子育て支援課	子育て総務課	事後	
令和1年6月28日	しきい値判断項目の判断時点	平成30年5月9日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年8月13日	しきい値判断項目の判断時点	平成31年4月1日時点	令和2年3月31日時点	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ－3　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の56の項	番号法第9条第1項　別表第一の80の項	事後	
令和3年12月24日	Ⅰ－4－②　法令上の根拠	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第7項　別表第二（第26、30、87項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第7項　別表第二（第74、75項）	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8項　別表第二（第36、40、112項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第8項　別表第二（第94、95項）	事後	
令和3年12月24日	しきい値判断項目の判断時点	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ－3　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の80の項	番号法第9条第1項　別表の81の項	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ－4－②	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8項　別表第二（第36、40、112項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第8項　別表第二（第94、95項）	（特定個人情報の提供ができる根拠規定） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表（第42、125、141、161項） （特定個人情報の照会ができる根拠規定） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第二条の表（第106、107項）	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ－5－①	子育て総務課	こども政策課	事後	
令和7年1月31日	Ⅰ－8	子育て総務課	こども政策課	事後	
令和7年1月31日	しきい値判断項目の判断時点	令和6年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ－8		十分である 根拠 申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認として住基ネットにて4情報又は住所を含む3情報による照会を実施している。 また、マイナンバー等の個人情報の入力作業時には、複数名で確認作業を実施しており、作業の履歴を残しているため人為的なミスのリスク対策が十分である。	事後	
令和7年1月31日	Ⅳ－11		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 十分である 根拠 担当課職員全員が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する庁内研修を受講するとともに、マイナンバーを取り扱う業務担当者は情報連携等に関する庁内研修を受講し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 　また、特定個人情報の記載のあるものは、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、鍵のかかるキャビネットで施錠保管しており、保存期限の過ぎたものは適正な時期に廃棄している。	事後	